



発行 新潟県

第 35 号

平成26年5月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

41 県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 787 新潟県防災行政無線運用規程の一部改正（管財課）
- 788 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 789 水源地域の指定（治山課）
- 790 保安林の指定予定（治山課）
- 791 保安林の指定（治山課）
- 792 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 793 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 794 公共測量の実施通知（監理課）
- 795 道路の区域変更（道路管理課）
- 796 道路の供用開始（道路管理課）
- 797 道路の区域変更（道路管理課）
- 798 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境企画課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）

規 則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第41号

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 <u>特例政令第2条第2号</u>に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 <u>特例政令第2条第3号</u>に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第5号</u>に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 知事は、前項に規定する審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認められた理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 <u>特例政令第2条第1項第2号</u>に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 <u>特例政令第2条第1項第3号</u>に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第1項第6号</u>に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 知事は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも</p>

40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

第6条 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して契約の手続を行う場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) （略）

（入札の方法）

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）は、財務規則第58条の2第1項（財務規則第71条において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。

40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

第6条 特例政令第7条に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) （略）

（入札の方法）

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）は、財務規則第58条の2第1項（財務規則第71条において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。

2～4 (略)	2～4 (略)
---------	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第787号

新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月新潟県告示第590号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表1（第3条関係）			別表1（第3条関係）		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 端末局			4 端末局		
(1) 下越ブロック			(1) 下越ブロック		
無線局 所の種 別	呼出名称	設置場所	無線局 所の種 別	呼出名称	設置場所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	"	" むら まつしよ	" 村松支所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	"	" かの せししよ	" 鹿瀬支所
(略)	(略)	(略)	"	" かみ かわししよ	" 上川支所
(略)	(略)	(略)	"	" みか わししよ	" 三川支所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	つばめし	燕市役所	(略)	つばめしや くしよよし だちようし や	燕市役所吉田庁舎
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(6) (略)			(2)～(6) (略)		
5・6 (略)			5・6 (略)		

◎新潟県告示第788号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月16日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	コミュニティホールさわらび	南魚沼市全域
6月17日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月18日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢公民館	
6月19日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月20日(金)	午前9時から正午まで		
6月23日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	勤労青少年ホーム	
6月24日(火)	午前9時から正午まで		
6月25日(水)	午後1時から4時まで		
6月26日(木)	午前9時から正午まで		
6月27日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第789号

新潟県水源地域の保全に関する条例(平成25年新潟県条例第49号)第9条第2項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

水源地域

市町村名	水源地域に含まれる土地の区域
村上市	市内の全区域
関川村	村内の全区域
粟島浦村	村内の全区域
阿賀町	町内の全区域
新潟市	次に掲げる38区域を除く市内の区域 ○旧新潟市 太郎代、島見町、新富町、太夫浜、松浜8丁目、松浜みなと、松浜町、船江町3丁目、河渡、空港西2丁目、松園2丁目、西船見町、窪田町、水道町1丁目、関屋、汐見台、浜浦町1丁目、関屋掘割町、浦山3丁目、青山、青山7丁目、上新栄町、上新栄町2丁目、上新栄町5丁目、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町中、五十嵐3の町北、内野上新町、中権寺、谷内、四ツ郷屋、赤塚 ○旧巻町 舟戸、鷲ノ木、上木島、下木島
新発田市	市内の全区域
五泉市	市内の全区域
阿賀野市	市内の全区域

胎内市	市内の全区域
聖籠町	町内の全区域
長岡市	市内の全区域
三条市	市内の全区域
柏崎市	次に掲げる6区域を除く市内の区域 ○旧柏崎市 大字藤井、大字茨目、大字両田尻、大字下田尻、大字上田尻 ○旧西山町 西山町五日市
小千谷市	市内の全区域
加茂市	市内の全区域
見附市	市内の全区域
燕市	市内の全区域
弥彦村	次に掲げる5区域を除く村内の区域 大字井田、大字山岸、大字山崎、大字中山、大字鮎穴
田上町	町内の全区域
出雲崎町	町内の全区域
刈羽村	村内の全区域
十日町市	市内の全区域
魚沼市	次に掲げる1区域を除く市内の区域 ○旧小出町 原虫野
南魚沼市	次に掲げる4区域を除く市内の区域 ○旧六日町 奥、宇津野新田、泉新田、中川
湯沢町	町内の全区域
津南町	町内の全区域
上越市	次に掲げる67区域を除く市内の区域 ○合併前の上越市 大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字下荒浜、大字石橋新田、大字上吉野、 大字下吉野、大字下名柄、大字上五貫野、大字下五貫野、大字小泉、大字川端、大字東中島、 大字上千原、大字下真砂、大字福橋、大字福田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字上真砂、 大字杉野袋、大字下百々、大字飯塚、大字米岡、大字四辻町、大字青野、国府1丁目、 五智4丁目、五智6丁目、大字五智国分 ○大潟区 大潟区雁子浜、大潟区九戸浜、大潟区九戸雁子上下浜立会、大潟区内雁子新田、 大潟区内雁子、大潟区潟町、大潟区四ツ屋浜、大潟区岩野古新田、大潟区長崎、 大潟区土底浜、大潟区蜘蛛ヶ池、大潟区下小船津浜、大潟区上小船津浜、大潟区下小舟戸新田、 大潟区渋柿浜、大潟区潟守新田、大潟区犀潟 ○頸城区 頸城区市村、頸城区下三分一、頸城区望ヶ丘、頸城区島田、頸城区舟津、頸城区森下、 頸城区宮本、頸城区五十嵐、頸城区北方、頸城区下千原、頸城区千原、頸城区諏訪、 頸城区百間町、頸城区上池田、頸城区上増田 ○清里区 清里区南田中、清里区菅原、清里区弥生、清里区岡野町、清里区岡嶺新田
妙高市	市内の全区域
糸魚川市	市内の全区域
佐渡市	市内の全区域

ただし、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林に限る。

◎新潟県告示第790号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市羽下ヶ淵字東野 136 の 1、195 の 1、235 の 1、236 の 1、237 の 1、238 の 1、240 の 2、241 の 2、242 の 1、244 の 1、245 の 2、246 の 2、247 の 4、369 の 1、381 の 1、381 の 4、字家ノ前 380 の 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市相川鹿伏 166 の 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の柿崎土地改良区の定款の変更を平成26年4月28日認可した。

平成26年5月9日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成26年4月25日認可した。

平成26年5月9日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
- 3 作業地域 三条市

◎新潟県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市東下組字南沢499番1から 同市東下組字南沢558番1まで	新	5.7～92.5メートル	296.8メートル
	旧	5.3～63.6メートル	319.0メートル

◎新潟県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市東下組字南沢499番1から同市東下組字南沢558番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月9日

◎新潟県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市松ヶ崎字青木902番1から	新	3.5～31.0メートル	216.0メートル

同市松ヶ崎字出口1221番まで	旧	3.5～14.7メートル	194.3メートル
-----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字青木902番1から同市松ヶ崎字出口1221番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月9日

公 告

予算の公表について（公告）

平成26年3月31日専決処分をした平成25年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,519,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,243,370,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県税		千円	千円	千円	
	第1項 県民税	230,706,000	1,132,000	231,838,000	
	第2項 事業税	81,299,000	42,000	81,341,000	
	第3項 地方消費税	44,876,000	457,000	45,333,000	
	第4項 不動産取得税	34,876,000	△ 373,000	34,503,000	
	第5項 県たばこ税	4,868,000	473,000	5,341,000	
	第6項 ゴルフ場利用税	3,026,000	1,000	3,027,000	
	第7項 自動車取得税	576,000	4,000	580,000	
	第8項 軽油引取税	3,322,000	172,000	4,094,000	
	第9項 自動車税	24,376,000	335,000	24,711,000	
	第12項 産業廃棄物税	32,583,000	19,000	32,602,000	
		218,000	2,000	220,000	
第2款 地方消費税清算金					
	第1項 地方消費税清算金	45,266,000	674	45,266,674	
		45,266,000	674	45,266,674	

第 3 款 地方譲与税					40,660,145
第 1 項 地方法人特別譲与税				512,145	40,660,145
第 2 項 地方揮発油譲与税				234,661	35,725,661
第 3 項 石油ガス譲与税				272,390	4,614,390
第 4 項 航空機燃料譲与税				2,547	308,547
				2,547	11,547
第 5 款 地方交付税				3,279,697	279,259,282
				3,279,697	279,259,282
第 6 款 交通安全対策特別交付金				△	590,257
				△	590,257
第 7 款 分担金及び負担金				△	6,725,498
				209,767	1,641,486
				△	62,476
				△	5,084,012
第 8 款 使用料及び手数料				42,456	10,298,346
				42,878	6,707,744
				422	3,590,602
第 9 款 国庫支出金				△	189,780,458
				9,737,285	

	第 1 項 国庫負担金	38,483,163	△	39,867	38,443,296
	第 2 項 国庫補助金	156,029,043	△	9,697,418	148,331,625
第 10 款 財産収入					
	第 1 項 財産運用収入	1,569,117		75,192	1,644,309
	第 2 項 財産売却収入	782,366		61,782	844,148
		786,751		13,410	800,161
第 11 款 寄附金					
	第 1 項 寄 附 金	49,940		57,984	107,924
		49,940		57,984	107,924
第 12 款 繰入 金					
	第 1 項 特別会計繰入金	62,784,939	△	7,631,982	55,152,957
	第 2 項 基金繰入金	1,365,393		3,494	1,368,887
		61,419,546	△	7,635,476	53,784,070
第 13 款 諸 収 入					
	第 1 項 延滞金加算金及び過料等	142,335,552	△	40,268,136	102,067,416
	第 4 項 貸付金収入	342,422		17,000	359,422
	第 5 項 受託事業収入	101,576,780	△	40,181,124	61,395,656
	第 6 項 収益事業収入	6,790,262	△	146,667	6,643,595
	第 7 項 利子創精算金収入	4,294,581		11,056	4,305,637
		3,803	△	2	3,801

	第8項雑入	7,136,737	31,601	7,168,338
第14款 県債		281,716,900	△ 5,765,000	275,951,900
	第1項県債	281,716,900	△ 5,765,000	275,951,900
歳入	合計	1,301,890,718	△ 58,519,765	1,243,370,953

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		77,278,713	6,531,194	83,809,907
	第1項 政策費	4,280,266	△ 98,061	4,182,205
	第2項 総務管理費	60,085,240	6,640,156	66,725,396
	第4項 徴税費	7,034,554	△ 6,810	7,027,744
	第5項 市町村振興費	3,830,121	△ 2,900	3,827,221
	第7項 人事委員会費	147,912	△ 591	147,321
	第8項 監査委員費	247,620	△ 600	247,020
	千円			
第3款 県民生活・環境費		11,922,360	△ 100,844	11,821,516
	第1項 県民生活管理費	1,983,947	△ 45,150	1,938,797
	第2項 防災費	6,928,084	△ 52,097	6,875,987
	第5項 廃棄物対策費	1,795,093	△ 3,597	1,791,496
	千円			
第4款 福祉保健費		148,732,410	△ 2,199,000	146,533,410
	第1項 福祉保健費	18,688,230	△ 247,527	18,440,703
	第2項 国保・福祉指導費	41,189,351	△ 1,562	41,187,789
	千円			

第 3 項 医務事業費	7,329,250	△	332,534	6,996,716
第 4 項 医師・看護職員確保対策費	1,789,121	△	8,300	1,780,821
第 5 項 高齢福祉保健費	38,062,655	△	469,351	37,593,304
第 6 項 健康対策費	5,763,437	△	148,465	5,614,972
第 7 項 生活衛生費	1,570,209	△	37,175	1,533,034
第 8 項 障害福祉費	18,419,813	△	83,177	18,336,636
第 9 項 児童家庭費	15,920,344	△	870,909	15,049,435
第 5 款 労働費	10,687,663	△	1,623,303	9,064,360
第 2 項 労政雇用費	8,507,486	△	1,623,303	6,884,183
第 6 款 産業費	107,817,154	△	41,016,290	66,800,864
第 3 項 商業振興費	89,454,724	△	41,016,290	48,438,434
第 7 款 農林水産業費	84,995,352	△	3,317,718	81,677,634
第 2 項 地域農政推進費	6,286,570	△	14,598	6,271,972
第 8 項 林業費	19,422,846	△	2,066,393	17,356,453
第 9 項 農地管理費	3,009,078	△	211,938	2,797,140
第 10 項 農地基盤整備費	41,411,975	△	1,002,858	40,409,117
第 11 項 農地計画費	1,370,779	△	21,931	1,348,848

第 8 款 土 木 費		180,226,463	△	13,339,441	166,887,022
第 1 項 土 木 管理費		10,950,510	△	60,000	10,890,510
第 2 項 道 路 橋 り よ う 費		69,177,651	△	3,326,371	65,851,280
第 3 項 河 川 海 岸 費		41,223,992	△	3,715,698	37,508,294
第 4 項 砂 防 費		17,412,919	△	2,949,309	14,463,610
第 5 項 都 市 計 画 費		6,458,275	△	210,177	6,248,098
第 7 項 交 通 政 策 費		4,524,506	△	67,148	4,457,358
第 9 項 港 湾 費		10,509,080	△	2,709,349	7,799,731
第 10 項 空 港 費		779,223	△	301,389	477,834
第 9 款 警 察 費		49,635,897	△	133,918	49,501,979
第 1 項 警 察 管 理 費		46,183,514	△	133,918	46,049,596
第 10 款 教 育 費		215,868,881	△	485,862	215,383,019
第 1 項 教 育 総 務 費		4,525,647	△	8,414	4,517,233
第 2 項 小 学 校 費		127,909,577	△	124,886	127,784,691
第 3 項 高 等 学 校 費		50,061,651	△	229,962	49,831,689
第 4 項 特 別 支 援 学 校 費		17,466,129	△	90,605	17,375,524
第 6 項 文 化 行 政 費		1,718,993		21,266	1,740,259

第 8 項 私立教育振興費	11,003,527	△	53,261	10,950,266
第 1 1 款 災害復旧費				
第 1 項 農林水産施設災害復旧費	17,000,507	△	2,454,595	14,545,912
第 2 項 土木施設災害復旧費	4,795,071	△	449,892	4,345,679
第 3 項 教育施設災害復旧費	12,138,884	△	1,998,893	10,139,991
	66,552	△	6,310	60,242
第 1 2 款 県債費	303,497,366	△	61,414	303,435,952
第 1 項 県債費	303,497,366	△	61,414	303,435,952
第 1 3 款 諸支出金				
第 2 項 雑支出	92,539,346	△	178,574	92,360,772
第 3 項 地方消費税清算金	2,915,900	△	148,918	2,766,982
第 5 項 配当割交付金	956,340	△	24,791	931,549
第 7 項 地方消費税交付金	22,938,257	△	13	22,938,244
第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	407,737	△	4,792	402,945
第 9 項 自動車取得税交付金	2,914,162	△	1	2,914,161
第 1 0 項 軽油引取税交付金	5,431,457	△	44	5,431,413
第 1 4 款 予備費	300,000	△	140,000	160,000

	第1項予備費	300,000	△	140,000	160,000
歳	出	1,301,890,718	△	58,519,765	1,243,370,953
	合 計				

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率
道路	事業費	6,783,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	6,246,000
河川	事業費	14,961,000	13,608,000								
海岸	事業費	857,000	617,000								
砂防	事業費	6,914,000	5,944,000								
街路	事業費	355,000	325,000								
公園	事業費	660,000	567,000								
港湾	事業費	5,663,000	4,100,000								
空港	事業費	294,000	104,000								
水産	事業費	165,000	163,000								
漁港	事業費	585,000	582,000								
林道	事業費	612,000	610,000								

治山事業費	3,867,000	3,449,000
農地事業費	7,064,000	6,673,000
災害復旧事業費	5,662,000	4,626,000
学校教育施設等整備事業費	745,000	2,941,000
社会福祉施設整備事業費	700,000	691,000
地域活性化事業費	849,000	826,000
防災対策事業費	4,323,000	4,173,000
地方道路等整備事業費	13,431,000	12,769,000
合併特例事業費	3,715,000	3,709,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	941,000	726,000
河川等整備事業費	54,000	53,000
臨時高等学校改築等事業費	1,077,000	832,000
警察施設整備事業費	425,000	426,000
交通安全施設整備事業費	415,000	391,000

本庁舎改修事業費	54,000	53,000
地域機関改修事業費	678,000	1,355,000
地域プロジェクト事業費	125,000	113,000
魚沼基幹病院出資事業費	547,000	546,000
集落雪崩対策事業費	7,000	6,000
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	419,000	352,000
行政改革推進債	7,599,000	7,479,000
退職手当債	7,267,000	7,108,000
減収補てん債	377,000	262,000
合 計	281,716,900	275,951,900

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,279千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,915,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円	千円	千円
	第1項 国庫支出金	2,012,032	96,279	1,915,753
	第3項 寄附金	150,457	39,329	111,128
	第4項 繰入金	500	500	1,000
	第5項 諸収入	621,780	64,605	557,175
	第6項 県債	176,721	3,094	179,815
	第7項 分相金及び負担金	9,733	9,733	
歳 入	合 計	2,012,032	96,279	1,915,753

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款			千円	千円	千円
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費		2,007,532	△ 91,779	1,915,753
	第 2 項 基 金 積 立 金		1,347,264	△ 82,365	1,264,899
	第 3 項 県 債 費		143,118	△ 12,508	130,610
	第 4 項 繰 出 金		65,338	△ 400	64,938
			451,812	△ 3,494	455,306
第 2 款 予 備 費			4,500	△ 4,500	
		第 1 項 予 備 費	4,500	△ 4,500	
歳 出		合 計	2,012,032	△ 96,279	1,915,753

第2表 地方債補正 1 変更																
起債の目的	補			正			前			補			正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護事業 貸付金費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	千円											

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月6日 (日)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月26日(月) ～6月16日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越保健所 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	
9月7日 (日)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	7月28日(月) ～8月18日(月)
			上越保健所 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市、村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	
11月21日 (金)	午前9時	午前9時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	10月10日(金) ～10月31日(金)

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（平成26年7月6日実施）を受験しようとする者にあつては平成26年5月26日から6月16日までの間に、第2回（平成26年9月7日実施）を受験しようとする者にあつては平成26年7月28日から8月18日までの間に、第3回（平成26年11月21日実施）を受験しようとする者にあつては平成26年10月10日から10月31日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場で受験すること。指定会場以外で受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 適性試験及び講習の日時、会場

地域	適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間
	月 日	受付時間	開始時間			
新 発 田	7 月 13 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町 4-16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6 月 3 日 (火) ～ 6 月 27 日 (金)
長 岡	7 月 13 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町 2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、	6 月 3 日 (火) ～ 6 月 27 日 (金)

					津南町、柏崎市、刈羽村	
県庁	8月10日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	7月1日(火) ～7月25日(金)
上越	8月23日(土)	午後1時	午後1時30分	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	上越市、妙高市、糸魚川市	7月15日(火) ～8月8日(金)
県庁	9月14日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	8月5日(火) ～8月29日(金)

2 受講対象者

平成23年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉(環境)部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課(025(280)5152)に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ピアレマート十日町店
所在地 十日町市高山字水上820番地13外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社スポット
 - 法人代表者氏名 代表取締役 朝日 幸勝
 - 住所 柏崎市東原町17番地2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社スポット
 - 法人代表者氏名 代表取締役 朝日 幸勝
 - 住所 柏崎市東原町17番地2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月29日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,591平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計63台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計23台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計42平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後6時
- 7 届出年月日
平成26年4月28日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成26年5月9日から平成26年9月9日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、男性警察官用冬服上下及び冬活動服の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

男性警察官用冬服上衣 375着

冬服ズボン 732本

冬活動服 628着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年9月17日(水)及び平成26年11月18日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。

(5) 本調達物品に係る品質等の証明ができた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限
平成26年7月2日(水) 午後5時
- (5) 開札の日時及び場所
平成26年7月3日(木) 午後1時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成26年5月30日(金)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年6月9日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。
- (9) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (10) 契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
1. Winter jackets for male police officers - 375 jackets
 2. Winter trousers for male police officers - 732 pairs
 3. Winter workwear for male police officers - 628 sets
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. June 9, 2014
- (3) Date of bid opening:
1 : 30P.M. July 3, 2014
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、男性警察官用合服上下及び合活動服の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

男性警察官用合服上衣	401着
合服ズボン	800本
合活動服	661着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年9月25日（木）及び平成27年3月20日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 本調達物品に係る品質等の証明ができた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成26年7月8日（火） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成26年7月9日(水) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成26年5月30日(金)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年6月9日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

1. Spring/autumn jackets for male police officers - 401 jackets
2. Spring/autumn trousers for male police officers - 800 pairs
3. Spring/autumn workwear for male police officers - 661 sets

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. June 9, 2014

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. July 9, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
歩行者用交通信号灯器LED電球の借上げ 5,270個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年4月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
NTTファイナンス株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 7 落札価格
32,620,320円
- 8 入札公告日
平成26年2月28日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
運転免許センター庁舎設備管理業務及び特定建築物環境衛生管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
環境をサポートする株式会社きらめき
新潟県新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
- 7 落札価格
23,328,000円
- 8 入札公告日
平成26年2月14日

- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
運輸免許センター長岡支所庁舎設備管理業務及び特定建築物環境衛生管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社NK S コーポレーション新潟支店
新潟県新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
- 7 落札価格
12,906,000円
- 8 入札公告日
平成26年2月14日
- 9 落札方式
最低価格

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年5月9日

新潟県監査委員 野 上 信 子
新潟県監査委員 小 林 林 一
新潟県監査委員 桜 井 甚 一
新潟県監査委員 田 宮 強 志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階新潟中央法律事務所内
新潟市民オンブズマン 代表者 齋藤 裕

2 請求の要旨

(1) 新潟県は、平成10年5月21日、協同組合新発田商業開発との間で、新潟県が協同組合新発田商業開発に、中小企業高度化資金11億9,645万2,000円を貸し付ける契約を締結し、これを貸し付けた。

(2) 償還条件は、平成15年9月30日から平成29年9月30日まで、毎年30日限り、各7,977万円を返済するというものであった。

なお、契約書においては、償還期限までに貸付金を返還しない場合、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて延滞した金額に年10.75パーセントの割合による違約金を支払うことが約されている。

(3) 上記償還条件に従うと、平成21年12月7日時点で、 $7 \times 7,977$ 万円 = 5億5,839万円が返済されているはずである。

ところが、「中小企業高度化資金貸借契約の条件変更について(通知)」によると、平成21年12月7日時点での残高は11億900万円もある。すなわち、5億5,839万円を返済していなければならぬ間に8,745万2,000円しか返済していない。7年かけて1年分しか返済していないということである。

(4) よって、新潟県としては、協同組合新発田商業開発に対し、残元本に対する平成15年10月1日から完済まで年10.75パーセントの割合による違約金の支払を請求すべきであるが、一切行っていない。

(5) 協同組合新発田商業開発に対し、平成15年10月1日から完済まで年10.75パーセントの割合による違約金の支払を請求するよう知事に勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成26年3月3日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成26年4月3日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人の陳述及び新たな証拠の提出は行われなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

新潟県が協同組合新発田商業開発との間で締結(平成10年7月1日公正証書作成)した新潟県中小企業高度化資金貸借契約(以下「本件契約」という。)に係る違約金の請求について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

商業振興課

第4 監査委員の交替

平成26年3月31日監査委員石上和男の退任により、同年4月1日新たに田宮強志が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第5 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 本件契約の相手方について

協同組合新発田商業開発(以下「本件組合」という。)は、地元の小売業者が組合員となって、中小企業等協同組合法に基づいて、平成8年10月24日に設立された法人であり、特定商業集積の整備に関する特別措置法の承認を受けて整備された商業集積「コモタウン」内において、ショッピングセンター「ピオ21」の運営を行っている。

(2) 新潟県中小企業高度化資金貸付について

ア 県は、本件組合に対し、県の中小企業高度化資金貸付制度により、ピオ21の建設に要する費用として、平成10年5月21日、無利子、償還期限20年、5年据置15年均等償還（平成15年9月30日は7,977万円、平成16年から平成29年まで毎年9月30日に7,976万3,000円ずつの分割払）、延滞違約金年利10.75%、貸付対象建物及び組合所有地に第1順位の抵当権を設定、組合員個人を連帯保証人とする等貸付条件として、11億9,645万2,000円を貸し付け（以下「本件貸付け」といい、本件契約に基づく貸付金を以下「本件貸付金」という。）、同年7月1日公正証書を作成した。

県の中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るためにショッピングセンター等を建設する事業等の中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の対象となる事業を実施するに当たって、土地、建物等の施設の設置に必要な資金の貸付けなどを行うものである。

イ 本件組合は、県の高度化資金の貸付けを受けるため、平成9年11月25日、本件貸付けの貸付申請書を提出した。県は、中小企業事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））に同月27日付けで本件組合に貸し付けるための資金の借入申請書を提出し、平成10年3月4日、中小企業事業団から県に対する8億760万5,000円の貸付決定（償還期限20年、償還方法5年据置15年均等償還、無利子）を受けた後、同月16日、本件組合に対して11億9,645万2,000円の本件貸付けを決定し、同年5月21日、本件契約が締結された。

(3) 本件契約の変更について

本件組合は、オープン直後からの業績不振が続いており、本件貸付金の償還が始まった平成15年当初から、本件契約の約定どおりに当該年度の償還金額の償還ができない状況であった。そこで、本件組合は、県との間で、新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づき、平成15年度から平成25年度までの間、毎年、当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容の変更契約を締結しており、平成22年度及び23年度には当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容に加え、最終償還期限を各1年延長する変更契約を締結している。

また、県が中小機構から借り入れている資金（以下「機構借入金」という。）に関しては、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」の償還猶予の規定に基づき貸付条件変更に係る中小機構の承認がなされている。

(4) 平成25年9月27日の貸付条件変更契約について（直近契約）

本件組合は平成25年5月31日に、平成25年度の償還金額1億3,425万円を3,500万円に減額し、翌平成26年度から平成30年度までの償還金額を各1億5,410万円に、平成31年度の償還金額を1億6,350万円に変更する「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」を県に提出した。

県は、専門的見地での経営診断を行うため、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに診断班を組み、本件組合の決算報告書などの資料に基づいて本件組合の経営内容や改善の見込みを診断し、担保価値を調査するなどした。

その結果、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待たなかつた貸付金の回収を図る方が徴収上有利と判断し、県は本件組合との間で平成25年度の償還額を減額する変更契約（以下「本件変更契約」という。）を平成25年9月27日に行った。また、機構借入金の貸付条件変更については中小機構から承認されている。

2 監査対象機関の見解

違約金は、契約に基づく償還期限までに償還が行われなかった場合、その延滞日数に応じて徴収するものであるが、県と本件組合は平成15年度以降の各年度において貸付条件を変更する契約を締結し、本件組合は変更契約内容に基づき償還期限までに支払いを行っており、県が本件組合に違約金を請求する権利は発生していない。

また、法施行令第171条の6では債権管理について一定の知事の裁量が認められており、本件条件変更は、診断結果に基づき、知事の裁量が認められる範囲内で、適正な意思決定の手続を経て、中小機構の承諾の上で条件変更契約を行ったものである。

上述のとおり、県は違約金請求権を有していないため、違法又は不当に財産管理を怠る事実はない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

請求人は、本件貸付金に係る各年度の償還期日が到来したものについて、約定どおりの償還がなかった時点で本件契約第7条の違約金が発生しているにもかかわらず、当該違約金請求権を行使していないことが法第242条第1項規定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

ところで、本件においては各年度の償還額及び償還期限の変更に関し、これまでに11回の変更契約が行われているが、「財産の管理を怠る事実」すなわち違約金の発生及びその請求を怠る事実の有無は、これらの変更契約が適法になされているか否かに係るものである。

住民監査請求においては、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」（法第242条第2項）とされており、また、法第242条第2項の規定について、平成14年7月20日最高裁判所判決によれば、「怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものである」とされている。

これらを踏まえ、平成25年9月27日前行われた変更契約については財務会計行為のあった日から1年を経過していることから監査の対象から除外し、本件変更契約を監査の対象とした。

債権管理に関して、法第240条第3項においては、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる」と、法施行令第171条の6第1項においては、普通地方公共団体の長は、「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」などの場合においては、「その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる」と規定されている。これらの規定の趣旨は、知事に貸付条件の変更等の債権管理について一定の裁量権を認めたものと解される。

これを本件についてみると、本件変更契約は新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づいて行われたものであり、また、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに行った専門的な見地からの経営診断に基づき、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利であるとの判断のもとに行われたものである。併せて、その変更に伴う機構借入金の貸付条件変更承認もなされている。

これらのことから、本件変更契約を行ったことが法令で認められた知事の裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいえず、本件変更契約は適法なものと認められる。

よって、本件変更契約に係る違約金は発生しておらず、県が違法又は不当に財産管理を怠る事実はないと認められることから、請求人の主張については、理由がないものと判断する。